

若松区マスコットキャラクター  
**わかまっ**

**5/1**  
2021  
令和3年

# わかまつ

編集 若松区役所総務企画課 ☎761・0039 FAX751・6274

- 時間は24時間表記。
- 料金について記載のない催しは入場無料(参加無料)。
- はがき・往復はがき・電子申請の応募方法は11ページを参照。
- 甲=申し込み 問=問い合わせ
- 共通=共通の内容 担=市の担当課
- ネット=ネット窓口(電子申請)

掲載の催しなどは、新型コロナウイルスの感染拡大の状況などによっては、変更・中止となる場合があります。

### 5月の無料相談

- ①交通事故相談 14日(金)10～16時。
  - ②法律相談 21日(金)13時30分～16時30分。先着12組。
  - ③人権相談 21日(金)13時30分～16時30分。先着6組。
  - ④行政相談 27日(木)10～12時。
- 共通 若松区役所で、甲①②③は必要。①は13日までの9時～15時30分に安全・安心相談センター(交通事故相談) ☎582・2511へ。※事前に予約が必要。②③は20日8時30分から若松区役所総務企画課 ☎761・0039へ。

### 5月の保健福祉無料相談

- ①精神保健福祉相談、アルコール相談 ころの悩みや不安、不眠、アルコール、認知症などの相談に精神科医や酒害相談員が応じます。14日(金)・※28日(金)(アルコール相談は※だけ)の13時30分～15時30分。定員各日2組。
- ②高齢者・障害者あんしん法律相談 弁護士が応じます。20日(木)13～17

時。若松区役所で。対象はおおむね65歳以上の高齢者や障害のある人と家族など。

- ③高齢者等住宅相談 介護の必要な高齢者や障害のある人などのための住まいづくりや住宅改造など。随時。事前に甲が必要。
- 共通 若松区役所で。甲①②は必要。①は11日まで(※は25日)、②は17日までに若松区役所「高齢者・障害者相談」コーナー ☎751・4800へ。

### 肢体不自由者巡回相談事業

補装具に関する相談に応じます。5月19日(水)13～14時、若松区役所で。対象は身体障害者(児)などで肢体不自由の人。定員15人。甲5月14日までに若松区役所「高齢者・障害者相談」コーナー ☎751・4800へ。

### 子育て女性就職支援センターの出張相談

働きたい女性の相談に、専門コーディネーターが応じます。5月25日(火)10時10分～15時10分、子どもの館(黒崎駅西側、コムシティ7階)で。対象は女性の求職者。定員4人。甲電話で5月21日までに福岡県子育て女性就職支援センター ☎533・6637へ。

### 5月の図書館だより

休館日は毎週月曜日(3日を除く)と6

**健康だより**  
問 若松区役所健康相談コーナー  
☎761・5327

**ほやほや赤ちゃん教室**  
赤ちゃんとのスキンシップの話や

ベビーマッサージなど。5月28日(金)13時50分～15時、若松区役所で。対象は生後1～4カ月の乳児と保護者。バスタオルが必要。定員8組。甲5月6～19日に問先へ。右記からも申し込みができます。



**令和3年度集団検診(特定健診・がん検診)について**

- 市民センターなどで実施する集団検診(特定健診・がん検診)は、7月から実施します。5、6月の集団検診はありません。
- 個別医療機関での特定健診、がん検診は、これまでどおり実施します。

日(木)。

- 若松図書館 ☎761・2942  
おはなしのこぼこ 毎週木曜日(6日は除く)の10時30分～11時。先着各日10人。
- 朗読教室 15日(土)10～11時。先着15人。
- 絵ハガキ教室 16日(日)14～15時。対象は小学生。先着15人。
- 大人のための読む・聴く・楽しむ朗読教室 23日(日)10～11時。先着15人。
- ※こどものつどい 6月13日(日)14～15時。先着8人。
- 島郷分館 ☎701・3991  
子どもと母の読書会 13日(木)10～12時。先着10人。
- 紅読書会 15日(土)14～16時。先着6

新しい区長の  
ますおみえこ  
**梶尾美栄子**です。



4月から若松区の区政を担当することになりました。皆さまのご支援とご協力をお願いいたします。

- 人。
- 成人読書会 20日(木)10～12時。先着10人。
- 共通 甲電話で3日(※は9日)から各施設へ。

## カラスの威嚇や攻撃にご注意ください

春から初夏にかけてはカラスの繁殖期です。この時期は外敵に対する親カラスの警戒心が特に強く、神経質になるため、巣に近づく人に対して威嚇や攻撃をしてることがあります。



- 攻撃のしかた  
背後から頭の上をかすめるように飛び、時には脚でけるとい行動をします。クチバシでつつくことはなく、怪我を負わされることはほとんどありません。
- できる限り巣に近づかないで  
特にヒナの巣立ちの時期(5、6月)に、威嚇行動が激しくなります。この時期はできるだけ巣に近づかないようにしてください。
- 巣の近くでは頭を守って  
どうしても巣の近くを通る場合は、「帽子をかぶる」、「傘をさす」など、頭を守ってください。
- ひなや幼鳥が落ちていても近づかないで  
巣立ったばかりの幼鳥は、しばらく親から餌をもらいながら巣の近くで生活します。この時期の幼鳥は飛ぶ力が弱いので、地面でうずくまり休憩することがあります。ヒナや幼鳥にむやみに手を出そうとすると、近くにいる親が威嚇や攻撃をしてくる危険性がありますので、できるだけ近づかないようにしてください。

カラスは本来、攻撃的な鳥ではありません。卵やひなを守るために威嚇します。カラスを警戒させる行為は避けましょう。

問 若松区役所総務企画課 ☎761・0039へ。